主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人川口雄市の上告趣意第一点は、違憲をいうが、実質において量刑不当の主張であり、同第二点は、大赦令(平成元年政令第二七号)一条の違憲をいうが、原判決に対する論難ではないから、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年三月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判-	長裁判官	牧		圭	次
	裁判官	島	谷	六	郎
	裁判官	藤	島		昭
	裁判官	香	Ш	保	_
	裁判官	奥	野	久	之